

Title	<書評>曾我部静雄著 『中国社会経済史の研究』
Author(s)	佐藤, 圭四郎
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1977), 60(5): 766-770
Issue Date	1977-09-01
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/shirin_60_766">https://doi.org/10.14989/shirin_60_766</a>
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

## 『中国社会経済史の研究』

佐 藤 圭四郎

著者が三十五年にあつた東北大学在職中及びそれ以後に発表した約二百篇に達する論文に補正を加え、昭和四十三年以降逐次公刊した『律令を中心とした日中関係史の研究』・『中国律令史の研究』・『宋代政経史の研究』の三大冊に続き、その掉尾を飾るものとして本書の梓行をみるに至った。新たに稿を起したるもの数篇を含み、全体として専著の体裁を整えることに払われた苦心のあとが窺われる。著者が昭和十六年に世に問うた名著『宋代財政史』を始めとし十四冊に及ぶ専・共著によって、その学界への寄与は不朽のものであるが、本書の自序はこれを備えに恩師・国家の恩恵に帰し自らの研覃に贅言するところが無い。謙虚なる著者の沈黙というべきである。

本書は「社会篇」・「経済篇」の二部より成り、前者は「社会」という語の意味」以下の十七章より成り、後者は「中国における錢貨の起源」以下の十三章に分たれ、章ごとに「緒言」又は「結語」を設けて読者の理解に資し、巻末に項目「索引」を附して便益をはかっている。以下本書の内容を要約し章を追って紹介することとした。

先ず第一部「社会篇」について述べる。第一章「社会」という語

の意味」は、土地神である「社」の祭典を祝う民衆の会合に原義をもつ「社会」という語が、他の信仰団体のそれにまで応用されるに至ったことを、宋代の文献によって明かにしたものの。第二章「仰韶村住居址と家なる文字との関係」は、兄弟相続より長子相続に移った盤庚以降の殷は農耕定住生活に入り次の周に継続するものとされるが、周王室家系の皇僕・高圉・亜圉など牧畜に関連をもつ名称は農耕用役畜（馬牛）にかかわり食用家畜（豚羊）のそれでないことを仰韶村堅穴住居址と家なる文字より推定したものの。第三章「儒教における自由結婚」は、儀礼・礼記にみえる儒教の婚礼に制約されず媒氏の有無をも問わない仲春の月における権宜の通婚を論じたもの。第四章「魏志倭人伝に見える持衰の意味」は、航海安全の犠牲となる「持衰」なるものの存在について論じたもの。第五章「中国往古の官吏登用制度」は、周礼に準拠した漢代の郷貢里選法が三国魏のとき九品中正法に取って替られ、晋・南北朝を経て隋に至って廃止され科挙が採用されたとする通説に対し、この新制の先駆形態が西魏・北周の選挙に存すること、唐に至って貢挙のちに科挙と称されたことを指摘し、唐・五代・宋における「貢挙」・「科挙」の用例について綿密に検討を加えたもの。第六章「職人考」は、北魏・北齊の史料にみえる職人は庶民が徵発され官衙にあって公務に服する唐の雑色人・色役人・職掌人・雑任などに相当することを論じたもの。第七章「中国中世の郷村と貴族・豪族」は、漢代にあっては在地豪族が郷村に隠然たる勢力をもったが、九品中正法を契機として官位に結びついた貴族が抬頭し南北朝に及んだこと、西魏に始まる新しい官吏登用制度の普及によってこれら貴族層の支配権力が失われたが、なお

家柄尊重の遺制が唐末まで存在し、五代動乱のうちにあって、これが完全に消滅し去ったことを論述したもの。第八章「日唐の詔勅に見える節婦の旌賞」は、周礼の施舍制度より系譜をひく日唐の節婦・孝子順孫・義夫に対する力役免除に關連し、唐令にみえる「免課役」と、詔にいう「勿事」の解釈をめぐって所税を展開したもの。第九章「唐明時代の宦官の異名称」は、宦官の禍毒が甚しかった唐・明時代に使用された宦官の別称とその背景を考察したもの。第十章「日唐の度牒と公驗」は、力役免除を伴う度牒（告牒）と旅行証明書である公驗に關して日唐間の相違を取扱ったもの。第十一章「宋の宗室」は、それまでの諸王朝に比して著しく多数でしかも極めて優遇された宋の宗室の実情を詳論したものである。第十二章「宋元時代の村落」は、本来別箇の自然発生集落である塢・村（邨）が唐に至って村に統一され、治安維持を任務とする村正が置かれたこと、宋になると唐の郷里制が崩れ、戸教に拘らない郷を中心としての地方行政制度が創められたことなどを詳述したもの。第十三章「宋代の結閼——械闘の前身——」は、器械を用いて私闘する民衆の習俗を豪右が利用し私憤・抗官した宋代の結閼（結甲）について述べたもの。第十四章「南宋の都市」は、唐代まで坊制その他によって制限を加えられてきた中国の都市について、宋代に至ってこれらの制限が撤廃され、都市の庶民生活が向上したことを活写したもの。第十五章「福建の畚軍」は福建溪洞蛮の畚族を勤王義軍に編成した南宋の郷軍に關するもの。第十六章「明の閼節生員と納粟監生」は、明代の富民が官憲への贈賄（閼節）および粟米納入によって力役免除の生員および監生の資格を買取ったことを累述したもの。第十七章「會

津の藤樹学と道教」は、儒教・道教・神道の三教が混合した會津藤樹学の特徴とその学統を論じたものである。

次に第二部「經濟篇」に移りたい。第一章「中國における錢貨の起源」は、中國における円形錢貨の起源は刀貨の下部の鏝に帰すること、はじめ泉と称したが、のち類似の錢に一定するに至ったことを提示したもの。第二章「開元通寶錢の錢文の読み方」は、開元錢の錢文を開元通寶、開通元寶のいづれに読むかについて説が岐れるが、後者の所説に批判と補足を加えたのち、前者のそれを支持したもの。第三章「明錢の日本への渡來」は、足利室町時代の主要通貨であった洪武・永樂・宣徳の各通寶の流入徑路、永樂錢と京錢（閩西流通の鏹錢）の交換比率は、明朝における良錢と悪錢のそれと同じく、一対四であったことを論じたもの。第四章「東亞における貨幣の流通」は、中國における銅錢・紙幣・銀兩などの貨幣發達史と日本・朝鮮・越南に及ぼした影響を論じたもの。第五章「市廛而不征」は、孟子にみえるこの一句について「市場の店舗に課税するが、貨物には課税しない」と解する朱熹の説を斥け、「市場で官が商人の貨物を保管貯蔵してやるが、課税はしない」とする鄭衆（房玄齡）の説を支持する所以を述べたもの。第六章「上計吏と朝集使」は、周礼小宰の記載に基づく上計吏が後世に朝集使と計帳使に分れ、吾国にも伝來したこと、貢賦物の単価が高く且つ多量となった上に頻度が増し、一般民衆を苦しめたことを詳述したもの。第七章「唐の貢賦制度」は、唐令に絹五十匹未滿と定められた天子への貢賦制度は、代宗のころから大きく崩れて積極的に進貢・受理がなされ、その多寡が榮進・左遷に影響し、その頻度も増加し一般庶民を苦しめたことを論じ

たもの。第八章「宮市と雜買務・雜売場」は、上古より宮廷に宮市という市場が設けられたが、唐の徳宗のとき宮市の名目によって宮廷必需物資を強制（無償）買上げたこと、宋の雜買務は唐徳宗の宮市に、雜売場はそれ以前の宮市に類することを指摘したのも。第九章「五代宋の牛皮税」は、唐中期より軍需物資として強く需要された牛皮は牛角・牛筋とともに五代に入り強制納入の対象とされ、のち牛皮税となったこと、宋がこれを継承し耕地の單位面積より現銭徴収したが、対外戦争による需要のため牛皮税のほか現物徴収が強制されたことを詳論したのも。第十章「日中貿易史上の蘇木」は、奈良平安時代に南アジア原産の蘇木（染色材）が唐から輸入され、五代・宋にあって一層重要な輸入品となったが、明代に入ると琉球より日本へ仲継輸入された南方産の蘇木が中国へ逆輸出された実情を論じたもの。第十一章「祠廟を売る」は、王安石の募役法と関連し、祠廟の境内に市を設ける権利を民間人に出売し、金銭を官に納入して、この使用权を取得した者が、商人たちから場銭を徴収することを公認した事実を論じたもの。第十二章「事役と課役」は、事と課、事役と課役の原義と用例を綿密に検討して内容の変遷を辿り、課役が力役を意味する明証を晋書慕容徳伝に確認したのち、隋唐の律令用語としての課役は歳役と雑役を包摂することを論じたもの。第十三章「中国租税史概論」は、後世の土地制度にながく影響を及ぼした上古の井田法、田租・力役・人頭税を課した秦漢の土地私有制、戸調をもつて人頭税に代えた三国魏のあとを承け、租・戸調・力役を主体とした晋の課田法、という系譜がたどられること、北魏にはじまる均田法は租・調・力役より成るが、西魏・北周のとき力役が歳

役と雑徭に分れ、前者が庸によって取って替られ、これが隋唐に継承されたこと、租・調・歳役（庸）・雑徭を基本税役とする唐の均田法は、雑徭とりわけ雑色役の紊乱が一要因となって、安史の乱後その維持が困難となり、徳宗のとき兩税法の出現という画期的な税役改革が行われたこと、このとき兩税に含まれなかった雑徭とりわけ雑色役は雑泛差役として王安石の募役法、明の一条鞭法などにおいて銭納・銀納化されたことを論じたものである。

叙上のように本書は多岐に亘る内容をもつた個別テーマに関する論証を集成したものであるが、全体としてもまとまった構成を示している。中国における行政法典の系譜をなす周礼より唐六典にいたる政書の記載に依拠し、吾人は唐以前における政治機構の概要をたどり得るであろう。とりわけ官制については通典（職官典）を繙くことによつて、その歴史的な変遷推移のあとを把握することが可能である。しかし積年にわたり蓄積された著者の学殖はこれに饒らず、経書注疏にはじまり前三史より歴代正史におよぶ紀志列伝の用例を随時に渉猟し所論の傍証に資している。本書の著しい特色として、個別テーマを扱っている各章が通史としての体裁を具備している所以である。例えば「明の関節生員と納粟監生」を論ずるにあたっては、先秦・漢唐より説き起して明に及んでおり、安史の乱後に財政窮乏を補填する権宜の手段として唐の肅宗朝が実施した官告度牒の出売と、土木之変後に軍費調達の捷徑として明の景泰朝が実施した納粟監生の採用とを対比し、そこに免役取得という共通目的が存したことを明かにし、同じ系列に属する漢の売爵・宋の官告度牒濫売を附記して、中国国家財政史の一側面を通史的に論述しているのはその一例である。

同様のことを一層明確なかたちで提示しているのは、中国錢貨の変遷を歴史的に考察した「中国における錢貨の起源」より「東亜における貨幣の流通」にいたる諸章である。一例を挙げると、唐代の所謂「開元錢」の錢文の読み方については、周知のごとく、すでに宋のときから「開元通宝」・「開通天宝」の兩説が存するが、著者は唐代文献に溯って検討を加える。先ず玄宗勅撰の「大唐六典」(二二、鑄錢監)にあつては、現存する近衛本(明の正徳本を底本とす)及び清代の刊本はいづれも「開通元宝」となっているが、宋刊本の当該箇所を読み方は不明である。次に杜佑の「通典」(九、錢幣下)の北宋刊本(宮内庁書陵部所蔵)にあつては、「開元通宝錢」(開元錢)と記した個所が多く、「開通元宝錢」(開通)の事例は少い。次に「唐會要」(一八九、泉貨)にあつては、唐の蘇冕が編纂した初唐の部分には「開元通宝」(流俗「開通元宝」とあり、高宗の「乾封通宝」の読み方については廻し読みの不可なることが指摘されている。従つて「開通元宝」という廻し読みは不適当となる。次に、唐代の詔勅には「開元通宝錢」・「開元旧錢」となつてゐる。斯くて著者は開通元宝説の有力な根拠をなす大唐六典と宋版通典について開通元宝論者の言うところが事実と相違していること、先人未指摘の唐會要泉貨の記載が重要な視点を提供することを論じ、開元通宝説を支持しているのである。通貨問題については著者に『日宋金貨幣交流史』・『紙幣発達史』の專著があるほか『宋代財政史』その他に多くの関連論文が収録されてゐて、最も精彩な著者の専門領域の一つである。著者の立論がもつ強味は宋に関する豊富な基礎知識によつて裏打ちされてゐる点であつて、斯くしてはじめて唐漢に溯り明清に降る

ことが可能となるのである。このことはひとり通貨問題についてのみ認められるところではなく、官制・稅役制・鄉村制などに関して、殆んど全編各章にわたり發想の原点を成していると言ふも過言ではない。

次に本書がもついま一つの顕著な特色は、日中比較史の観点に立ち東アジア全域にわたる巨視的な視野において考察がなされているという点である。社会編における「日唐の詔勅に見える節婦の旌賞」・「日唐の度牒と公驗」・「日中貿易史上の蘇木」などの諸章はいずれも直接この問題を扱つたものであるが、「上計吏と朝集使」もその第四節に注意が払われている。そこには令集など、常に彼此の比較対照に注意が払われている。そこには令集解に関する著者積年の研鑽のあとが頭在している。例えば「公驗」については、通鑑その他の記載により唐代の中国において旅行査証を意味したことを例証し、他方、義老僧尼令・義解・集解および続日本紀などの記載により奈良朝の日本において同じ語が広義には度牒・戒牒・告牒を総称し、狭義には度牒を意味したことを明かにしているのはその一例である。そしてこよなく実証を重んじ史料の読解に細心の注意を払う著者の学風は、結論を導き出すに際し関連する史料を細大もらさず網羅して庀利なる分析を加え所論の完璧を期している。およそ論著の密度を測る尺度の一つは巻末の項目索引に挙げられた特殊専門用語が本文において適確な概念規定を与えられているか否かに存するが、この視点からするも本書のもつ高い価値が傍証される。この史料操作における完璧主義は本書の顕著な長所を成しているが、この完璧を希求し

て止まぬ著者のひたむきな探求の故にこそ、むしろ断定を避け蓋然性の含みを残すをより至当と観せしめるが如き事例もなしとしない。しかしそれはもとより本書のもつ優れて実証的な成果そのものの価値を些かも低減させるものではない。ひたすら体系化を志向する著者なればこそ、その求是の意欲が期せずして斯学の発展に寄与する成果を将来しているからである。ひとり東洋史学専攻者に止らず、学問対象を共通にする国史学研究者による評価が期待される所以である。専門領域を異にする筆者の批評紹介には穩当を欠く個所なきを保し難い。偏えに著者の寛恕を乞う次第である。

(A5版 五四一頁 索引八頁 一九七六年九月)

吉川弘文館 六〇〇〇円)

(東北大学文学部教授)

余 英 時 著

### 『論戴震与章学誠』

——清代中期學術思想史研究——

河 田 悌 一

I

——東原(戴震)と実斎(章学誠)はまさに乾・嘉(乾隆・嘉慶、一七三六～一八二〇)の最高の兩大師である。

と、かつて錢穆はその有名な『中国近三百年學術史』でのべた。この書の初版がでたのは一九三七年五月、日本が中国にたいして全面的な戦いの火ぶたを切る二カ月前のことである。

いらい四十年。中国(清代)思想史研究も着実に発展をとげ、戴震(一七二三～一七七七、同時代の思想家としてヨーロッパではルソーが一七二二年に生まれ、一七七八年に死んでいる)と章学誠(一七三八～一八〇一、ヨーロッパではカントが一七二四年に生まれ、一八〇四年に死んでいる)の思想像を浮き彫りにする、幾多のすぐれた成果が生まれた。そして戴震と章学誠を、清朝考証学全盛なりし時代にきわめて独創的な哲学を構築した思想家として並び称することは、ほぼ定着したといえよう。

がしかし、これまでの研究では、同時代に生きた戴震と章学誠とをそれぞれ独立したものととして別箇に論ずることが多く、当時の学界、思想界のなかで両者がいかなる交渉をもち、学問的影響